

特記仕様書

委託業務名：平安名屋慶名線道路整備事業物件調査業務（その１）

履行場所：うるま市与那城屋慶名地内

履行期間：契約の翌日 ～ 令和９年１月１５日まで

第１条 本業務は「平安名屋慶名線道路整備事業物件調査業務（その１）」に伴う建物等の移転補償金額の算定（権利・調査も含む）を行うものである。なお、調査対象物件は、別添の業務概要書及び位置図等によるものとする。

第２条 成果品は次の通りとし、調査職員の指示に従い権利者ごとに製本を行うものとする。なお、提出部数は２部（正本・副本）とし、Ａ判規格とする。

- ① 損失補償額総括表
- ② 各移転料算定表（建物・工作物・動産・立竹木等）
- ③ 移転雑費補償額算定書
- ④ 建築確認申請手数料算定表
- ⑤ 建物登記報酬額算定表
- ⑥ 消費税等補償額算定書
- ⑦ 建物補償額算定書
- ⑧ 工作物補償額算定書
- ⑨ 立竹木補償額算定書
- ⑩ 動産補償額算定書
- ⑪ 解体工事費・発生材価格算定書
- ⑫ 各調査表（工作物・動産・立竹木等）
- ⑬ 複合代価表・複合単価表・見積比較表・カタログ等
- ⑭ 数量集計表・数量計算書
- ⑮ 図面（建物・工作物・立竹木等） ※敷地及び残地求積図も作成のこと。
- ⑯ 写真 ※日付情報なし。デジカメデータ提出のこと。
- ⑰ 移転工法検討書
- ⑱ 石綿調査表・石綿分析結果報告書
- ⑲ 各成果品データ ※権利者ごとに CD-R 提出のこと。
- ⑳ その他必要と認められるもの

２ 成果品の算定書に記載する事業名は、頭書にある委託業務名とする。

３ 成果品の提出については、令和８年１２月１８日（金）までとする。

第３条 本業務で配置する技術者（管理・照査・担当等）については、縁故若しくは特別の利害関係を有する等により、公平な物件調査を害する恐れのあるときは、原則として縁故若しくは特別の利害関係を有しない者を技術者として配置し、業務体制を構築するものとする。